

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年9月15日掲載)

No.78	生活福祉資金貸付制度の法的根拠, 位置づけ, 実施主体, 沿革について述べよ。
解答	<p><b>【1】生活福祉資金貸付制度の法的根拠</b>          社会福祉法第2条第2項第7号において、「第一種社会福祉事業」、「生活困難者に対して、無利子または定率で資金を融通する事業」と規定されている。(1951年社会福祉事業法制定当時より規定)</p> <p><b>【2】生活福祉資金貸付制度の位置づけ</b>          「低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする」事業として位置づけられている。(1990年8月14日「生活福祉資金貸付制度要綱」:厚生事務次官通知)</p> <p><b>【3】生活福祉資金貸付制度の実施主体・貸付対象・貸付資金の種類・貸付利率・貸付状況</b></p> <p>(1) 実施主体:          ・都道府県社会福祉協議会であり、市町村社会福祉協議会を借入窓口としている。</p> <p>(2) 貸付対象:          ① 低所得者世帯(必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯&lt;市町村民税非課税程度)          ② 障害者世帯(身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯)          ③ 高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯)          ④ 失業者世帯(生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯)</p> <p>(3) 貸付資金の種類:          ①更正資金(生業費, 技能習得費), ②福祉資金, ③修学資金, ④療養・介護等資金, ⑤緊急小口資金, ⑥災害援護資金, ⑦離職者支援資金, ⑧長期生活支援資金, ⑨要保護世帯向け長期生活支援資金          (なお, 自立生活サポート事業における自立支援プランの対象者に対し, 自立支援プランを実行するために必要な資金を貸し付ける資金としての「自立支援対応資金」を含めることがある。)</p> <p>(4) 貸付利率:          ・原則, 年3%である。          ① 修学資金, 療養・介護等資金は無利子          ② 長期生活支援資金, 要保護世帯向け長期生活支援資金は年3%または長期プライムレートのいずれか低い金利</p>

(5) 2006年度の貸付件数は11,034件、貸付金額は112.6億円で、近年は漸減傾向にある。

【4】生活福祉資金貸付制度の沿革

1952年	<p><b>第7回全国民生委員・児童委員大会(滋賀県大津市)</b></p> <p>・戦後激増した低所得者階層に対して、その生活基盤を確保し、生活保護世帯へ至らないようにするため、適切な生活指導と必要な援助を与える「世帯更正資金」を全国的な運動として展開する旨の「世帯更正運動実践申合決議」が採択された。</p>
1955年	<p><b>世帯更正資金貸付制度の誕生</b></p> <p>・自立助長の貸付原資として1億円が計上され、創設当初は国と都道府県が、各1/2を負担して、都道府県社会福祉協議会に補助を行った。貸付の種類は、①生業資金、②支度資金、③技能習得資金の3種類とされた。</p>
1957年	<p><b>生活資金の新設、医療費貸付制度の創設</b></p> <p>・世帯更正資金貸付制度に生活資金(生活費、家屋補修費、助産費、葬祭費)が新設される。また、同種の制度として、低所得者に対する医療費貸付制度が創設されたほか、従来1/2であった国庫補助率が医療費貸付制度と同様に2/3まで引き上げられた。</p>
1961年	<p><b>身体障害者更正資金、住宅資金、修学資金の新設等</b></p> <p>・医療費貸付制度が、世帯更正資金貸付制度に統合され、資金種類も①更正資金(生業費、支度費、技能習得費)、②生活資金、③身体障害者更正資金、④住宅資金、⑤修学資金、⑥療養資金の6種類とされた。</p>
1962年	<p><b>災害援護資金の創設</b></p>
1972年	<p><b>福祉資金の創設</b></p> <p>・従来の生活資金出産費、葬祭費、住宅資金転宅費が福祉資金に整理統合された。</p>
1980年	<p><b>福祉資金の中に身体障害者自動車購入費を追加</b></p>
1990年	<p><b>「世帯更正資金貸付制度」から「生活福祉資金貸付制度」へ名称変更</b></p> <p>・在宅福祉を推進する観点に立って、日常生活上のような介護高齢者のいる所得制限の緩和、知的障害者世帯の所得制限の撤廃を行うとともに名称変更された。</p>
1996年	<p><b>福祉資金の中に中国残留邦人等国民年金追納費を追加</b></p>
2000年	<p><b>療養資金の対象者の拡大</b></p> <p>・介護保険制度の施行に合わせ、介護保険サービスを受けるために必要な資金の貸付を行うよう、貸付対象を拡大された。療養資金は「療養・介護資金」に名称を変更された。</p>
2001年	<p><b>離職者支援資金の創設</b></p> <p>・総合雇用対策の一環として、失業者に対する離職者支度資金を貸し付ける制度が創設された。</p>
2002年	<p><b>長期生活支援資金、緊急小口資金の創設</b></p> <p>・低所得の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に貸し付ける長期生活支援資金、低所得世帯における緊急かつ一時的な資金需要に応えることを目的とした緊急小口資金が創設され</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		た。
2006 年	<b>療養・介護資金の対象者の拡大</b>	・障害者自立支援法への対応を図るため、障害福祉サービス等受給のために必要な経費の貸付を行うよう貸付対象が拡大された。療養・介護士金は「療養・介護等資金」に名称変更された。
2007 年	<b>要保護世帯向け長期生活支援資金の創設等</b>	・要保護の高齢世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付けるよう保護世帯向け長期生活支援資金が創設された。また、多重債務を未然に防ぐ観点から、緊急小口資金の貸付上限限度額を 5 万円から 10 万円に引き上げ、住宅資金は福祉資金に統合された。